

令和4年度第1回利根地域保健医療協議会(書面開催)の協議結果について

1 会長・副会長の選任について

埼玉県利根地域保健医療協議会設置要綱第6条の2「協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。」6条の3「協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」とされており、議事1 会長・副会長の選任については、22名の委員から承認を受けましたので、事務局案のとおり決定といたします。

(事務局提案に対し)

異議なし 22 別の意見あり 0 ※未回答2 (委員数24)

2 第7次保健医療計画の利根保健医療圏における取組について(報告)

(いただいた意見)

- ・コロナが収束していないなか、努力されていると思いました。

以上